

総合地球環境学研究所ハラスメントの防止等に関する規則

平成 18 年 7 月 25 日 制 定
規則第 56 号
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「本研究所」という。）におけるハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関しては、人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程（平成 21 年 7 月 7 日人間文化研究機構規程第 121 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(監督者の責務)

第 2 条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員は、前条の監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに関する調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第 4 条 本研究所におけるハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関する事項を審議するためハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。

3 その他委員会の詳細については、別に定める。

(相談員)

第 5 条 本研究所に置く相談員は、次のとおりとする。

- 一 研究教育職員のうち所長が指名した者 若干名
- 二 事務職員及び技術職員のうち所長が指名した者 若干名
- 三 その他所長が必要と認めた者

2 相談員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、ファックス、電子メールアドレス等を研究所

内の掲示板に公示するものとする。

- 4 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、委員会が別に定める者に連絡するものとする。

(調整委員)

第6条 委員長は、ハラスメントを受けたと思慮した者又はその関係者から苦情申立てを受けたときは、委員会委員のうちから若干名の調整委員を指名し、調整手続を進めるものとする。

- 2 委員長は、調整委員の指名に当たっては、当該苦情申立てに係る双方が所属する組織の事情等を配慮しなければならない。

(調査・調停委員会)

第7条 委員会に置く調停委員会及び調査委員会は、調査委員会が調停委員会を兼ねるものとし、その名称は調査・調停委員会とする。

- 2 調査・調停委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 委員会委員のうち委員長が指名した者
 - 二 その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第2号に掲げる委員の任期は、当該事案に関する調査・調停委員会の任務が終了するまでとする。ただし、委員長である委員会委員の任期の終期を超えないものとする。
- 4 調査・調停委員会に委員長（以下「調査・調停委員長」という。）を置き、第2項第1号の委員のうちから委員長が指名する。
- 5 調査・調停委員長は、調査・調停委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査・調停委員長に事故があるときは、あらかじめ調査・調停委員長の指名した者がその職務を代行する。
- 7 調査・調停委員長は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 8 調査・調停委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査・調停委員長の決するところによる。
- 9 調査・調停委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会等に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、委員

会が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は 平成 21 年 10 月 27 日から施行し、平成 21 年 7 月 7 日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規則第 2 条及び第 4 条の規定によるハラスメント防止委員会委員及び相談員である者の任期は、改正後の第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規則は 平成 22 年 10 月 26 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規則第 4 条第 1 項各号（第 2 号を除く。）及び第 5 条第 1 項各号（第 2 号を除く。）の規定によるハラスメント防止委員会委員及び相談員である者の任期は、改正後の第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 9 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。